

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-106 後写鏡 7-106-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第44条第1項関係） 7-106-2 性能要件 7-106-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。（保安基準第44条第2項関係、細目告示第146条第2項関係） ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。	8-106 後写鏡 8-106-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第44条第1項関係） 8-106-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-06（15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係） ① カメラは容易に方向の調整をすることができ、かつ一定の方向を保持できる構造であること。 ② カメラ（地上 1.8m 以下に取付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。 ③ 車室内に備えるカメラ及び画像表示装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。 ④ 画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。 ⑤ 後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。 (2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては③の規定は、適用しない。（保安基準第44条第2項関係、細目告示第224条第2項関係） ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。 (2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第3項関係、細目告示第146条第3項関係） ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 ② 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。 ③ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。 (3) 次に掲げる後写鏡は、(2) ③の基準に適合しないものとする。（細目告示第146条第4項関係） ① 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがあるもの ② 鏡面の面積が69cm²未満であるもの ③ その形状が円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの ④ その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの (4) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第146条第7項関係） ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置	③ 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。 ④ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。 (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第3項関係、細目告示第224条第3項関係） ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 ② 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。 ③ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。 (4) 次に掲げる後写鏡は、(3) ③の基準に適合しないものとする。（細目告示第224条第4項関係） ① 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがあるもの ② 鏡面の面積が69cm²未満であるもの ③ その形状が円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの ④ その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの (5) 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第224条第6項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 (6) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。（細目告示第224条第7項関係） ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 7-106-2-2 書面等による審査 (1) 7-106-1のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06の6.2.(6.2.1.3.を除く。)6.3.(6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。)及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.、16.2.3.を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第146条第1項関係) (2) 車室内に備える後写鏡にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車(車室を有しないもの及び車室を有するものであって運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。)、大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。(細目告示第146条第2項第3号関係) (3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第6項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 (4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第7項関係) ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 (5) 欧州連合指令71/127/EEC、欧州連合指令79/795/EEC、欧州連合指令85/205/EEC、欧州連合指令86/562/EEC、欧州	③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。 7-106-3 取付要件 7-106-3-1 視認等による審査 (1) 7-106-2-1 (1) の後写鏡は、7-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 2 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車)を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下(左ハンドルにあっては 75° 以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下(左ハンドルにあっては 55° 以下)であること。 この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。 (2) 7-106-2-1 (2) の後写鏡は、7-106-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 3 号関係) ① 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から 280mm 以上外側となるように取付けられていること。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、こ	8-106-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-106-2 (1) の後方等確認装置は、8-106-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 224 条第 5 項第 1 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 (2) 8-106-2 (2) の後写鏡は、8-106-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 224 条第 5 項第 2 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車)の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下(左ハンドルにあっては 75° 以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下(左ハンドルにあっては 55° 以下)であること。 この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。 (3) 8-106-2 (3) の後写鏡は、8-106-2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 224 条第 5 項第 3 号関係) ① 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から 280mm 以上外側となるように取付けられていること。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、こ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
の基準に適合しないものとする。 ② 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取付けられていること。 ③ 自動車の左右両側（最高速度 50km/h 以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取付けられていること。 (3) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 7 項関係) ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 7-106-3-2 書面等による審査 (1) 7-106-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。 ② UN R46-06 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。 (2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 6 項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置	の基準に適合しないものとする。 ② 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取付けられていること。 ③ 自動車の左右両側（最高速度 50km/h 以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取付けられていること。 (4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 6 項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 (5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 7 項関係) ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置	8-106-4 適用関係の整理 7-106-4の規定を適用する。
7-106-4 適用関係の整理 (1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車並びに昭和49年3月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員11人以上の自動車については、7-106-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第52条第3項第1号、第2号関係） (2) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、7-106-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第52条第3項第3号関係） (3) 平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、7-106-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第52条第1項、第2項関係） (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第52条第5項） ① 令和元年6月17日以前に製作された自動車 ② 令和元年6月18日から令和3年9月17日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和4年12月17日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 令和元年6月18日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年9月17日以前のもの (5) 次に掲げる自動車については、7-106-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第52条第8項関係） ① 令和6年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの (6) 次に掲げる自動車については、7-106-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第52条第10項関係） ① 令和7年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和7年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和7年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの 7-106-5 従前規定の適用① 昭和48年11月30日以前に製作された自動車並びに昭和49年3月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員11人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第3項第1号、第2号関係） 7-106-5-1 装備要件 7-106-7-1に同じ。 7-106-5-2 性能要件 (1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

被牽引自動車)の左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

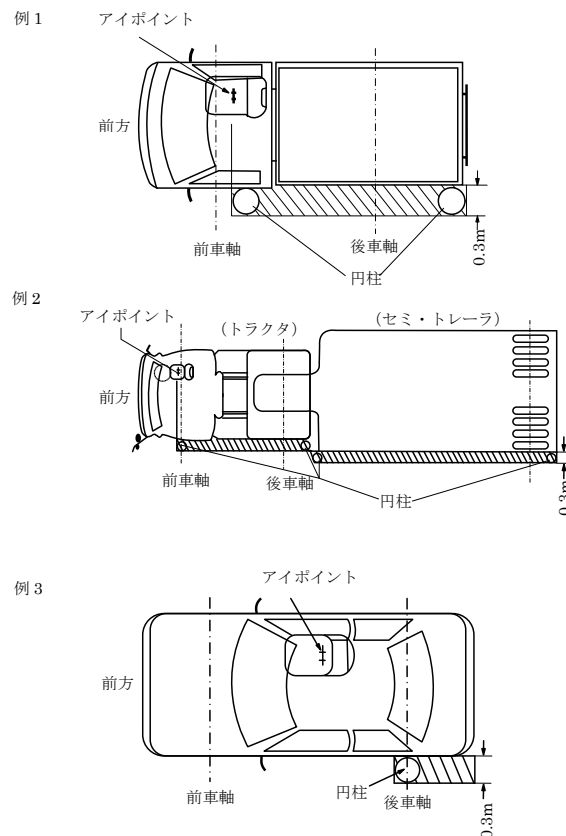
この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下(左ハンドル車にあっては75°以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下(左ハンドル車にあっては55°以下)であること。

この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) ①の「左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱(後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。

(参考図) 視界の範囲



(注) 1. 斜線部は、左外側線附近の視界の範囲を示す。

2. 特殊な自動車(運転者席の高い自動車、幅の広い被牽引自動車を牽引する自動車、除雪装置を備えた自動車等)にあっては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。

3. 円柱の位置は例示である。

- (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

この場合において、鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

- ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
② 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
③ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

- (4) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。

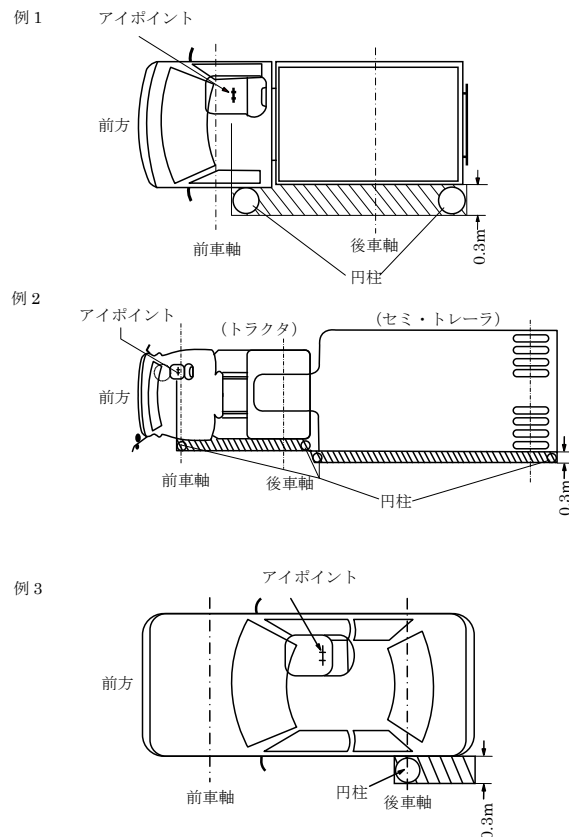
- ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡 (5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(3)及び7-106-5-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。 ① 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。 7-106-5-3 取付要件 (1) 7-106-5-2(3)の後写鏡は、7-106-5-2(3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ① 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取付けられていること。 ② 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるよう取付けられていること。 ③ 自動車の左右両側（最高速度50km/h以下の自動車にあつては、自動車の左右両側又は右側）に取付けられていること。 (2) 次に掲げる後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置 7-106-6 従前規定の適用② 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第3項第3号関係） 7-106-6-1 装備要件 7-106-7-1に同じ。 7-106-6-2 性能要件 (1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては、②の規定は適用しない。 ① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。 ③ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方55°以下（左ハンドル車にあつては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方75°以下（左ハンドル車にあつては55°以下）であること。 この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。 (2) (1)③の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱（後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少な	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

くとも一部を確認できることをいう。
(参考図) 視界の範囲



(注) 1. 斜線部は、左外側線附近の視界の範囲を示す。

2. 特殊な自動車（運転者席の高い自動車、幅の広い被牽引自動車を牽引する自動車、除雪装置を備えた自動車等）にあつては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。

3. 円柱の位置は例示である。

(3) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。

(4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

この場合において、鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

② 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

③ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

(5) 次に掲げる後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(4) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡

② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡

③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡

(6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(4) 及び 7-106-6-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、②及び③の基準は適用しない。

① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

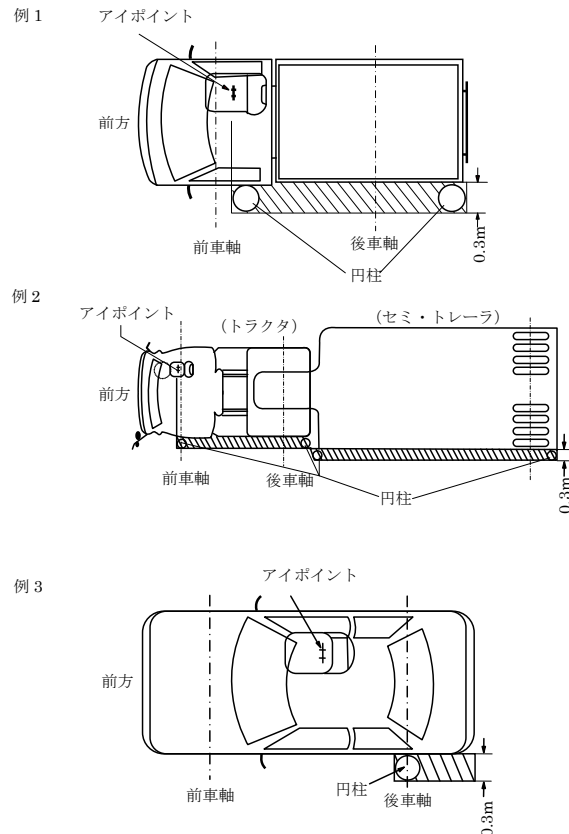
③ 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50m

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。 7-106-6-3 取付要件 (1) 7-106-6-2 (4) の後写鏡は、7-106-6-2 (4) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ① 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から 280mm 以上外側となるように取付けられていること。 ② 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取付けられていること。 ③ 自動車の左右両側（最高速度 50km/h 以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取付けられていること。 (2) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置 7-106-7 従前規定の適用③ 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 1 項、第 2 項関係） 7-106-7-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 7-106-7-2 性能要件 (1) 自動車〔ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。〕に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては③の規定は適用しない。 ① 容易に方向の調節をことができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。 ③ 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。 ④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。 この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。 ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下（左ハンドル車にあっては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下（左ハンドル車にあっては 55° 以下）であること。 この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。 (2) (1) ④の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。 （参考図）視界の範囲	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(注) 1. 斜線部は、左外側線附近の視界の範囲を示す。

2. 特殊な自動車（運転者席の高い自動車、幅の広い被牽引自動車を牽引する自動車、除雪装置を備えた自動車等）にあつては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。

3. 円柱の位置は例示である。

(3) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) ②及び③の基準に適合するものとする。

(4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

② 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

③ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

(5) 次に掲げる後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(4) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡

② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡

③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡

(6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(4) 及び 7-106-7-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、②及び③の基準は適用しない。

① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

③ 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるもので

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

あること。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

7-106-7-3 取付要件

- (1) 7-106-7-2 (4) の後写鏡は、7-106-7-2 (4) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

- ① 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から 280mm 以上外側となるように取付けられていること。
- ② 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取付けられていること。
- ③ 自動車の左右両側（最高速度 50km/h 以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取付けられていること。

- (2) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置

7-106-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項)

- ① 令和元年 6 月 17 日以前に製作された自動車
- ② 令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 9 月 17 日(内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和 4 年 12 月 17 日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和元年 6 月 17 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 令和元年 6 月 18 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年 6 月 17 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの

7-106-8-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。

7-106-8-2 性能要件**7-106-8-2-1 視認等による審査**

- (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては、②の規定は適用しない。

- ① 7-106-2-1 (1) ①に同じ。
- ② 7-106-2-1 (1) ②に同じ。
- ③ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下（左ハンドル車にあっては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下（左ハンドル車にあっては 55° 以下）であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 7-106-2-1 (2) ①に同じ。
 - ② 7-106-2-1 (2) ②に同じ。
 - ③ 7-106-2-1 (2) ③に同じ。
- (4) 7-106-2-1 (3) に同じ。
- (5) 7-106-2-1 (4) に同じ。

7-106-8-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。

- (2) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
- (3) 欧州連合指令 71/127/EEC、欧州連合指令 79/795/EEC、欧州連合指令 85/205/EEC、欧州連合指令 86/562/EEC、欧州連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。

7-106-8-3 取付要件（視認等による審査）

7-106-3-1 (2) に同じ。

7-106-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 8 項関係）

- ① 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの

7-106-9-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。

ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S9 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。

7-106-9-2 性能要件**7-106-9-2-1 視認等による審査**

7-106-2-1 に同じ。

7-106-9-2-2 書面等による審査

- (1) 7-106-9-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 6.2. (6.2.1.3.を除く。) 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6.、16.2.3.を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。
- (2) 車室内に備える後写鏡にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車（車室を有しないもの及び

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

車室を有するものであって運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。)、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。

(3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは (1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置

(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

(5) 欧州連合指令 71/127/EEC、欧州連合指令 79/795/EEC、欧州連合指令 85/205/EEC、欧州連合指令 86/562/EEC、欧州連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。

7-106-9-3 取付要件**7-106-9-3-1 視認等による審査**

7-106-3-1 に同じ。

7-106-9-3-2 書面等による審査

(1) 7-106-9-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-9-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

- ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。
- ② UN R46-04-S9 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。

(2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置

7-106-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 10 項関係)

- ① 令和 7 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和 7 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

7-106-10-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。

ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。

7-106-10-2 性能要件**7-106-10-2-1 視認等による審査**

7-106-2-1 に同じ。

7-106-10-2-2 書面等による審査

(1) 7-106-10-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05-S1 の 6.2. (6.2.1.3. を除く。) 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
分を除く。)及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.、16.2.3.を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 車室内に備える後写鏡にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車(車室を有しないもの及び車室を有するものであって運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。)、大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。 (3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 (4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 (5) 欧州連合指令71/127/EEC、欧州連合指令79/795/EEC、欧州連合指令85/205/EEC、欧州連合指令86/562/EEC、欧州連合指令88/321/EEC、FMVSS 111又はCMVSS 111に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(4)③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。 7-106-10-3 取付要件 7-106-10-3-1 視認等による審査 7-106-3-1に同じ。 7-106-10-3-2 書面等による審査 (1) 7-106-10-2-2(1)の後方等確認装置は、7-106-10-2-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② UN R46-05-S1の15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準に適合すること。 (2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置	